

設計及び工事計画軽微変更届出書

(高浜発電所第3号機の設計及び工事の計画の変更)

関原発第536号

2021年1月13日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝

別紙のとおり設計及び工事の計画を変更したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第6項の規定により届け出ます。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

II. 変更に係る発電用原子炉施設の概要

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高浜発電所
所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力 3,392,000 kW
第1号機 826,000 kW
第2号機 826,000 kW
第3号機 870,000 kW (今回届出分)
第4号機 870,000 kW
周波数 60 Hz

3 変更に係る発電用原子炉施設の種類

放射線管理施設

3 生体遮蔽装置

- ・外部遮蔽（1号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び ）
- ・外部遮蔽（2号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び ）

III. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項又は第2項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年12月14日
認可番号 原規規発第20121410号

IV. 変更の内容

別紙－１のとおり

V. 変更の理由

設計及び工事計画認可申請に高浜 1、2 号機の外部遮蔽の共用時期について記載がなかったことから、放射線管理施設の生体遮蔽装置の要目表に記載している 1 号機及び 2 号機設備の外部遮蔽について、その機能が要求される時期の注記を追加した（別紙－１）。

本件については、1 号機及び 2 号機設備の外部遮蔽の共用化において、その機能が必要となる時期を記載するものであり、改造を伴う変更の工事に該当しないため、軽微変更届出するものである。

放射線管理施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

変更前	変更後
<p>以下の設備は、既存の1号機設備（重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用（緊急時対策所被ばく評価）、1号機及び2号機共用（1・2号機中央制御室被ばく評価）並びに[]）であり、本設計及び工事の計画で重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用並びに[]とする。</p> <p>外部遮蔽（1号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び[]（注1）</p>	<p>以下の設備は、既存の1号機設備（重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用（緊急時対策所被ばく評価）、1号機及び2号機共用（1・2号機中央制御室被ばく評価）並びに[]）であり、本設計及び工事の計画で重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用並びに[]とする。</p> <p>外部遮蔽（1号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び[]（注1）</p>

(注1) 1号機設備の外部遮蔽は、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画に基づく原子炉施設に係る使用前検査終了日以降、燃料体の装荷を開始したときから共用する。

変更前	変更後
<p>以下の設備は、既存の2号機設備（重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用（緊急時対策所 被ばく評価）、1号機及び2号機共用（1・2号機中央制御室 被ばく評価）並びに [] ）であり、本設計及び工事の計画で重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用並びに [] とする。</p> <p>外部遮蔽（2号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び [] (注1)</p>	<p>以下の設備は、既存の2号機設備（重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用（緊急時対策所 被ばく評価）、1号機及び2号機共用（1・2号機中央制御室 被ばく評価）並びに [] ）であり、本設計及び工事の計画で重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1号機、2号機、3号機及び4号機共用並びに [] とする。</p> <p>外部遮蔽（2号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ1・2・3・4号機共用及び [] (注1)</p>

(注1) 2号機設備の外部遮蔽は、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の平成28年6月10日付け原規規発第1606105号にて認可された工事計画に基づく原子炉施設に係る使用前検査終了日以降、燃料体の装荷を開始したときから共用する。